

第107号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立須磨海浜水族園）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立須磨海浜水族園

2 指定管理者

東京都千代田区内神田2丁目3番4号

株式会社グランビスタホテル&リゾート

代表取締役 須田 貞則

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年5月31日まで

理 由

神戸市立須磨海浜水族園の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立須磨海浜水族園の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立須磨海浜水族園

2. 指定管理者

株式会社グランビスタ ホテル&リゾート

代表取締役 須田 貞則

住 所 東京都千代田区内神田二丁目 3 番 4 号

3. 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 5 月 31 日

4. 債務負担行為

期間：令和元年度～令和 5 年度 限度額：606,000 千円

5. 令和 2 年度予定額 一 円

※令和 3 年 3 月より本館のみの営業となる予定であり、令和 3 年度以降の運営については指定管理料が必要となる。

6. 選定までのスケジュール

須磨海浜水族園・海浜公園再整備 優先交渉権者の公表 令和元年 9 月 12 日（木）

須磨海浜水族園指定管理申請書等提出 令和元年 10 月 16 日（水）

経済観光局指定管理者選定評価委員会 令和元年 10 月 23 日（水）

7. 選定理由

神戸市立須磨海浜水族園は、開園 30 年を迎えた現在でも入園者数が 110 万人以上の集客を誇る人気の観光施設であるが、施設の老朽化も進んでいることから、民間のノウハウと資金を活用し、民設民営での再整備を行う予定である。

当該期間の指定管理業務は再整備事業の進捗に伴うスケジュールや管理区域の変動と密接に関係しており、これらの柔軟な調整が必要であることに加え、万が一の事故発生時における責任の所在を明確にするという観点から、再整備事業者と異なる指定管理者による運営は不合理な調整コストを要すると考えられる。従って、現行施設の管理運営も再整備事業者が行うのが最も合理的と判断し、事業者公募にあたっては、新水族館の運営を行うものを次期指定期間（令和 2 年度～供用終了まで）の指定管理者とする予定という条件で行ったところであり、指定管理者の公募の例外に該当することから、公募によらず随意指定するものである。

株式会社グランビスタ ホテル&リゾートを指定管理者に随意指定するにあたり、経済観光局指定管理者選定評価委員会において、事業計画書等について評価を行った。その結果、安定した水族館の管理運営が期待できることから、上記団体を候補者に選定した。

〔施設の概要〕

- (1) 設置趣旨 水族に関する知識を広め、水族への親しみを深めることにより、市民の教養とレクリエーションに資するため、神戸市立須磨海浜水族園を設置する。
- (2) 所在地 神戸市須磨区若宮町1丁目3番5号
- (3) 敷地面積 約 23,700 m²
- (4) 延床面積 約 14,500 m²
- (5) 建築面積 約 6,700 m² (8テーマ館、4サテライト施設で構成)
- (6) 展示水槽 120 (イルカプールを含む。他に置き水槽あり)
- (7) 予備水槽 約 60
- (8) 総水量 約 3,800t
- (9) 飼育水族 約 600種 13,000点
- (10) 飼育生物 バンドウイルカ、マゼランペンギン、ゴマフアザラシ、ラッコ、カピバラ、シロワニ、アカウミガメ、ダイオウグソクムシ、シノノメサカタザメ、マダラトビエイ、ピラルク、タカアシガニ、オオサンショウウオ、カワバタモロコ、ナガレホトケドジョウなど
- (11) 施設内容 本館、さかなライブ劇場、世界のさかな館、ペンギン館、和楽園展示館、アマゾン館、ラッコ館、イルカライブ館、亀楽園、シールピース、ドルフィンピース、オオアナコンダ水槽、売店棟、遊園地、お弁当広場
- (12) 供用開始 昭和 62 年 7 月 16 日 ※建設から 30 年以上経過
- (13) 入園者数 平成 28 年度 : 1,213 千人 平成 29 年度 : 1,186 千人 平成 30 年度 : 1,105 千人